

題である。だからこそ、すべての事柄に少子化問題を向けて、対策をトータルでしなければならぬ。いだらうといったところを、先ほど例示を申し上げました対策として提起したというものであります。

○野田聖三委員 先ほど来、職場の意識の改革をしなければならぬという話がありました。まさに使用者みずからがそういう大所高所に立って、少子化というのは非常に深刻な、特に会社を営んでいる者にとっては、製造するものが売れない、そしてつくりたいものがあるても労働力がないうというような、そういう問題になるということ。を原点にして取り組んでいかなければならないと思いますが、荒川さんの意見に賛同することも一つあります。

一つは、一律というのは非常に難しいんじゃないかという議論でした。この法律の中には、企業は一律に課税されている、大企業も中小零細企業も全く同じ取り扱いをされています。例えば、きょうは国会議員がたくさんいるわけですが、きょうは国会議員もあつた意味中小企業のオーナーのような生活をしていきます。十人ぐらい秘書を抱えて活動しているわけですから。そんな中で、私の場合は自分の中で二つの矛盾した気持ちを持つています。

一つは、育児休業をとる側の人間として、やはりたくさんとりたい、そしてみんなに後ろ指を指されずにとりたい。子育てが引き算ではないような社会の中で生きていきたいという、一つの思いがある。

と同時に、私は秘書を十人抱える事業者として、秘書はなるべく休んでほしくない。また、十人しかいませんから、一人でも休めば、これは大変大きな損失になる。

何千人のうちの一人と、十人しかいないような企業で一人欠けるのでは、やはりその率というか、重みというのは随分違ってくるわけですが、これに対して日経連としてはどう取り組んでいくのか。先ほど来、いわゆる激変緩和という言葉が

出てきますけれども、中小企業にとつてはこれは深刻な問題になると思いますが、それについては何か御意見がございませうでしょうか。

○荒川参考人 私は、今回の法改正問題についての直接の審議をして参画したわけではございませぬが、先回の男女雇用機会均等法改正、育児・介護休業法の設定につきまして、身をもって審議会の委員として取り組みをした経験から申し上げますと、今野田先生から御指摘のありました中小企業、わけても大変従業員が少ないところにおきましてのやりくり、具体的にはもうやりくりでございませぬ。やりくりにつきましては、そもそも企業の存亡にかかわる話にまでなっております。

今回の議論をさまざま聞いてまいりますと、中小企業の皆さんの、少子化問題の観点から、あるいは男女共同参画の観点から、あるいは従業員側の観点から、取り組むことは取り組むけれども、ぎりぎりのレベルはある。今回の水準、制度の内容につきましましては、もしいささかでもこれ以上の話が加わるようであれば、制度はつくったけれどもも実行できないものになりかねないということとはさまざまに伺っております。

そこで、私の方からお願いいたしますが、我々、今回の法改正につきましては、ぎりぎりの判断であった。特に、中小企業の皆さんの経営の存亡を背景にしながら選択したものであるということを御理解いただきたいと思ひます。

○野田聖三委員 率直な御意見をありがとうございます。育児休業を含めて、少子化というのはこれで結論が出たわけじゃありません。いろいろ問題を抱える中で、使用者、労働者がともにやはり共存共栄できるようなあり方を模索していきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○鈴木委員 鎌田節哉君。○鎌田委員 民主党の鎌田でございます。これからは子育てに従事されます野田聖三議員の後で、もう子育てをしておる鎌田が質問をするわけ

でございますが、野田議員ほど鋭い質問ができませんか。若干、秋元参考人と荒川参考人に一問ずつ質問をさせていただきたいというふうに思っております。

秋元参考人からは、先ほどの参考意見として、この育児・介護休業をとるについて、またはとれない、とりにくいというふうなことも含めて、いろいろな声があるというふうな御紹介をいただきました。それは本当に現実の姿だということに思っております。

そこで、我々としても、できるだけ女性だけが育児や介護の休暇をとることじゃなしに、やはり男女が本等に平等にこういう休暇制度を活用して育児や介護に従事することが大切だという視点を立ちまして、実はババクオータ制なども提案をさせていただいたわけでございますが、どうも経営側からは、ちよつとこの制度は早いんじゃないかというふうな御意見もあるようございまして、なかなか聞き入れていただいております。育児や介護の休暇というのは女性にとるもの、男性というのはまあ本等に仕事一筋で頑張ればいいんだという雰囲気があると思ひます。

私自身も、若いころは本等に、子供の体育祭であるとか父親参観とかといった一回も行ったことがございませぬで、父親参観に母親に行かせておるといふふうなことをずっと続けてきたわけでございます。余り偉そうなことは言えないわけでございますが、最近では、若い御夫婦の中では男性が育児のために休みをとられるというふうな例もかなり出てきておるといふふうに見受けられるわけでございます。

そういう事例の中から、何かこういうことをやれば本等に職場の中で意識も変わるし、育児や介護の休暇の取得が、男性の取得が進んでいくよというふうな事例などがございまして、秋元参考人から御紹介いただければというふうに思ひます。

と申します。連合では、毎年十月に連合の中央女性集會という千人以上規模の集會を開いております。去年、ことごと、育児休業を取得した男性の体験談を聞いています。その中で出された意見について御紹介をしたいというふうな思ひます。

育児休業した男性から、男性の方が育児休業を取得しているわけですからパートナーが仕事に出ているという状況の中ですが、妻が職場復帰後、好きな仕事をやりたいだけで、自己実現ができた、とても生き生き見えた。立場が変わったことによつてお互いの立場がわかり、妻との間で大きな財産ができた、現在も公平に家事、育児をやつておりまして、子供との間には、毎日食事をつくり接しているうちに、言葉には出ないが信頼関係ができた気がいたします。

また別の方ですけれども、休んでいる間はとて大変でしたが、子供が日々成長する姿を最初に見、共有化でき楽しめました。家事もうまくなり自信が持て、その楽しさがあれば不十分なことがあつても仕事を休んでやる価値があると思ひますというふうなことです。

ことしの経験につきましては、新聞で御紹介されていまして、ごらんになった方も多いかと思ひますけれども、育児休業をとった收穫として、やはり子供と向き合う日々で見えてきたことが多いという中から、時々家出しないともたない、これは男性が家出しないともたないと言っているんですが、女性はなかなか家出できなくて苦労しているわけですね。家出しないともたないが、子供の成長や変化が間近で見られ、楽しかった。手をかけた分、かわいさも連つてくる。妻はこんなに大変だったんだ、子供つてこんなに手をかけないと育たないんだという実感も言われております。

また、密室育児を体験して、父親はもつと家庭を顧みないといけなかつた、多くの父親は社会人ではなく会社人、いい社会をつくるためには父親が家庭を大事にしなければならぬという御意見もあつます。また、父母、養父母、妻、子供

との関係、どれをとつてもいいことずくめ、自分の一番大切なものを認識できたというようなことです。

また、男性が育児休業をとるために必要なことは何かにつきましては、なかなかやはり言い出せない状況の中で、職場に前向きに勤めてくれる人がいないととりにつくという声も出されています。

それから、先ほど来出されておりますが、昇給、昇格、職場の目、世間体が気になる、まだ勇気が要ります。一定期間とるべきものとして法的に位置づけた方がいい。意識を変えるには強制することも必要。父親が気軽に育児参加できる環境をつくれればもっとふえるのではということ、なかなかとりにつく状況の中で、ぜひ民主党が主張されているようなポジティブアクション、クォータ制を取り入れていただけるとももっとも進むと思います。

男性の育児参加が働き方も変えますし、今問題になっている子供の虐待とか配偶者への暴力の問題とか中高年の自殺等、男は仕事、女は家庭の意識の中で、お互いに分け合えばいいものを、男性自身も苦労している部分があるかと思っております。ぜひ男性が育児にかかわれるようになってほしいと思っております。

○鍵田委員 持ち時間が少なくなつてきておりますが、荒川参考人一つだけ。

特に子供の看護休暇につきまして、我々は請求権化ということで主張させていただいたんですが、現実にはまだ普及率が非常に低い。五百人規模以上のところでは二〇%ぐらいになっておられるけれども、全体ではまだ八%ということでございます。時期尚早という御意見が経営側には多いんじゃないかというふうな思われかけてございますが、先ほど野田委員からも御指摘ございましたように、やはり、これからの少子高齢化の中で、女性の能力というものを産業界でも存分に発揮していただくなくては、日本の経済が成り立たなくなつてくる。そういうことを考えますと、やはり

発想の転換をしなくてはならぬのじゃないか。

昨年からことしにかけてちよつとベルギーとかオランダに、たまたま知り合いの工場があったりしまして行つてきたんですけれども、子供さんを連れてお父さんが会社に行つて保育所へ連れていくとかというふうな姿が当たり前のようになっておりますし、女性が夜でも結構遅くまで働いておつたり、ですから、男女の役割というものが、分担を別にするんじゃないに、もう本当に同じことを交互にやつていくというふうなことの役割分担がきちつとできてきておる。もうそれが常識になつておるといふふうなことでありまして、日本でも一日も早くそうしなくてはならぬのじゃないか。

そのことについては荒川参考人も同じお考えを保持しておられるというふうな御意見で聞いておられたらいいんですが、そういうことを促進していく上においても、税制面とかそのほか財政面で国なりにどんな要望の意見を持っておられるのか。そして、一日も早く促進をする、そういう看護休暇の請求権化に向けても促進をしていく、そういう御意見がございましたら、ひとつお聞かせいただけたらと思ひます。

○荒川参考人 鍵田先生からの御指摘につきましては十分私ども理解が出来ますし、先生のおつしやる諸点というのは、まさしくそのとおりで思つております。

中でも、子供のため、これは、子供は社会の宝でございます。その宝に対しまして、お国がさまざまな支援をする、あるいは地域社会が、家庭が、学校がいろいろな形でしっかりとかわるというところは、ますます求められているものだと思います。そういう諸点から、たくさんの方を私どもも考えておりますが、税制ということにかかわりますと、子育て費用の軽減という観点から、私ども、子育て減税というものを考えているところがあります。若い世代を中心にしまして、子育て世代では、

子育て期に続き、教育期、さらには住宅の取得

期、ライフステージがいろいろございます。経済負担が重なることはもうこれまでですと言われております。その経済負担の中で、特に子育てに伴う経済負担を軽減するために、私どもは、例えば七歳ぐらいまでの乳幼児を対象とした子育て減税を行つたらどうかといったような積極的な提案もこれまでですとしてまいりました。一つ、例でございますけれども、参考にしていただきたいと思ひます。

○鍵田委員 ありがとうございます。終わります。

○鈴木委員長 青山二三君。

○青山(二)委員 公明党の青山二三でございます。本日は、四人の参考人の皆様には、大変お忙しい中をお越しいただきまして、いろいろと貴重な御意見をお聞かせいただきまして、大変ありがとうございます。

本日に、少子化がどんどん進んでおりまして、一向に歯どめがかららないという現状でございます。公明党は、社会全体で子育てを支援していくことが何よりも大切だということで、一生懸命頑張っているわけでございます。ですから、今回政府が提案いたしました改正案は、一歩前進したものでないかと考えているところでございます。さて、本日、けさですが、早く、NHKのテレビで、失業率が五・三%、過去最高になつたというところで、厚生労働大臣の御意見を伺うという番組がございましたけれども、その中で、これから失業率を減らすためにワークシェアリング、一人が長い時間労働するのではなくて、多くの人が仕事を分け合つてやることが大切ではないかというような趣旨のお話を伺っていらつしやいましたけれども、この点につきまして、四人の参考人の皆様、どのようにお考えでしょうか。お一人ずつ御意見を伺ひたいと思ひます。

○委員長退席、棚橋委員長代理着席  
○荒川参考人 このたびの失業の増大につきまして、

では、失業率あるいは失業者数が過去最大になつたということにつきまして非常に深刻に受けとめ、かつ、これからの問題としても、不安がますます強くなるということを一番懸念しているところでございます。

日経連では、さまざまに雇用問題につきまして取り組みをし、提言もし、あるいは経営みずからの責務を発揮しよう、とありとあらゆる手だてを尽くしているところでございます。その中で、今先生から御指摘ございましたワークシェアリングの問題につきましては、一昨年より世に提起しております。

我々が考えますワークシェアリングというのは、相手である連合さんと今研究を具体的に進めておるところでございますが、一つは、ワークシェアリングというのは、仕事の分かち合いでありますと同時に、賃金の分かち合いでもあるという形になります。そのセット、すなわちワークとウェージがともにシェアリングしたものであるという考えで、それを、現行の法律あるいは解釈、あるいは労働組合さんとの雇用問題についての理解の一致を前提にいたしまして、その仕組みをこれから具体的に日本版ワークシェアリングとしていかにつくっていくかということを、早急に結論を出していきたいと思つております。

いずれにしましても、ワークシェアリングにつきましては、日経連あるいは経営側の今一番のテーマであるということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○秋元参考人 今、失業率のお話がありましたけれども、まさに私どもの職場では、失業を余儀なくされている人たちが日々ふえていくという状況の中で、一番大きな課題になっております。その中で、一つは、今サービス残業が問題になっておりますけれども、サービス残業をなくしていくことも仕事の分かち合いができる部分。それから、年次有給休暇の取得促進は、欧米ではとつて当たり前ということになっておりますが、まだ日本では取得率何%と言われるぐらい。

年次有給休暇の取得について、もっと促進をしていくべきだというふうに思います。

私もセンセン同盟では、昨年オランダに調査団を派遣し、オランダ・モデルについての勉強をしてきました。それがそのまま受け入れられるというふうには思いませんけれども、かつてオランダも、日本以上に男は仕事、女は家庭という意識が非常に強いというふう聞いておりますが、それが、それぞれ〇・七五ずつ働き、〇・七五ずつ仕事にも家事にもシェアをして、夫婦が一・五働きという働き方をしたというオランダ・モデルをどういうふうに取り入れられるかということをご参考にながら、具体的な、日本の中のオランダ・モデルの日本版というものをぜひ早急に、政府はもちろん、労使ともにつくっていただければというふうに思っています。

〇中嶋参考人 全労連としても、今ワークシェアリングというのは非常に重要だというふうに思っています。

そして、まず一つには、今もお話がありましたけれども、社会生産性本部の試算によっても、サービス残業比率が三五%もある。これをなくせば九十二万人の雇用が拡大をして、残業をなくせば百六十九万人の雇用が拡大をする。つまり、残業をゼロにすれば二百六十一万人の雇用が拡大をするという試算がされています。今、日本では、本当に、三百時間と言われるような残業時間があるというあたりをまずなくしていきたい。

これについては、ことし四月に厚生労働省も、割り増し賃金未払いとか長時間労働をなくすための適正な労働時間管理を求める通達を出されたところであり、労働組合としても、まずサービス残業をなくし、そして残業をゼロにしていく。

現在、日経連の代表の方もおみえですけれども、そのためには、やはり職場で人員がふえないことには仕事は回りません。そうした点で、一方で過労死を生むような長時間労働があり、一方でこれだけ膨大な失業者があるという状態を改善し

ていくために、働くルールを確立することが大事だというふうに考えています。

とりわけ、パート、臨時、派遣などが今ふえておりますけれども、女性では四七%になっていまして、それらの労働者の均等待遇を求めていきたいというふうにも思っているところです。

〇山田参考人 私もワークシェアリングは非常に必要な政策だと考えておりますけれども、欧米と違って企業別組合の日本では、結構やり方が難しいという印象を持っております。

それから、他の参考人の方も指摘されましたように、ワークの意味が実はもともと本当はあつたのではないかとこのことでは、

サービス残業、今はフロッピー残業とかネットといったサービス残業が放置されている。やはりそういう問題です。あるいはその意味で、時間外労働の規制等を抜きにして無前提にワークシェアリングというのはやはり問題ではないかというところで、ワークシェアリングのワークの意味を、もともと、どのくらい、本当に仕事がないのかどうかを検討した上で導入していただきたいと考えております。

〇青山(二)委員 それでは、看護休暇が参考人の皆様から大きな話題として提案されましたけれども、私も、私も公明党も、何とかこの看護休暇はきちっと、努力義務ではなくて請求権みたいな形にしたいということにはかねがね思っているところでございます。審議会におきまして、十六回ですか、半年以上の議論を重ねてこまごまと折り返してきただけでございまして、秋元参考人の連合さんその審議会の中に入っておられたと思うんですけれども、この看護休暇を努力義務というふうなところで折り合ったということ、もうちょっと頑張つて何とかならなかったのかという点についてお伺いしておきたいと思っております。

〇秋元参考人 公明党が看護休暇十二日を公約に出されておまして、非常に、そのことが今回はつきり盛り込まれていないことについて、もう

少し頑張つていただきたいというふうに思っています。

私も女性少年問題審議会のメンバーでした。看護休暇のことについては、使用者側、労働側、公益の先生含めていろいろ話を進めてきたわけですが、看護休暇の請求権とすべきという意見は出させていただいた部分です。

多くの点については、それぞれ何とかまとめようというところで御一緒に話し合いを進めてきて今度法案要綱ができましたけれども、幾つかの点については、先ほど私が述べさせていただきましたけれども、その点については最後まで労働側としては問題ありということで見解を述べさせていただきます。

〇青山(二)委員 大変ありがとうございます。時間が参りましたのでこれで終わりますが、ともに頑張つてまいりたいと思っております。

〇棚橋委員長代理 次に、佐藤公治君。

〇佐藤(公)委員 自由党、佐藤公治でございます。本日は、お忙しい中お時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

質問に際しては、本日は時間が十分というのは非常に短く、もともと聞きたいことがある。私も幾つかの質問を考えてきたつもりなんです。個々の細かいことではなくて、きょう皆さんの話を聞いています。非常に今感じましたことは、皆さん、私もそうです。おのおの立場において主張したり、またその考えをあらわしたりしているかと思っております。皆さん家に帰りましたらみんな家庭を持って、同じような家庭の中での共通認識、考え方があっていいと思います。きょう

う、山田参考人の方からもお話がございました。僕は、職場の環境整備、社会の意識もさることながら、最も大切なことは、家庭のあり方というものは本当に大事なことだと思っております。

私がきょう皆さん方にお聞きしたいこと、きょう今この場で思ったことは、皆さん方におけるものになる家庭のあり方、家庭の理想的なもの、考え方というものを簡単に二分ぐらいでお話しを願えばありがたいと思っております。

非常に漠然として、抽象論、またこういう議論はこの場でするものではないのかもしれないけれども、やはり家庭のあり方、おのおのにおける、やはり皆さん、グループでも、その中でも議論というものがあればあったものを、なかつたらばないでも結構です。また、個人のおのおの考え方でも結構です。どういった家庭を持つ、そういう基本を持った上でこの両立支援を、この法律を考えていくのかということにおける基本的な考え方、理想の体系とどうか、大事な部分というのをお聞かせ願えればありがたいと思っております。

皆さんにお聞きしたいので、二分ずつの御回答をいただきたいと思っております。山田先生が先ほど家庭とおっしゃったので、山田参考人が二分答えておられる間に皆さん二分の間考えておいていただいております。願えればありがたい、よろしくお願いを申し上げます。

〇山田参考人 ある面で非常に難しい御質問ですけれども、私は、家庭のあり方は基本的には夫婦で決めることで、どういう生き方で、専業主婦の生き方であろうとそれはよろしいと思うんです。ただ、やはり、子供との関係で、親の生き方が子供に影響を与えているので、そういう意味で、基本的には女性も働き続けるということが大切ではないかと思っております。私の経験でも、育児はかなり、家内が動いているものから、保育園の送り迎えは専ら私がやっております。保育園のお母さんから、お父さん、仕事してらっしゃるんですけども、

今まで、労基法改正の中で女性の深夜業が解禁、開放された点がありまして、ここで御批判もあつたんですけれども、私はかえって、やはり女性が少し男性の仕事、荷物を持つ、そうすると、男性も家事をしなければいけない。今までは女性が深夜業できないわけですから、その分、つまり、ある面によつて誤解を生ずる言葉ですけれども、女性保護規定は場合によつては家事をしない男性の保護規定でもある、女性の保護規定があるから男性は家事をしないで済むという面もあるのではないかと思つて。そういう意味で、やはり女性もほとんど仕事をしないでいくこと、もちろん、残業、深夜業がいいわけではありませぬけれども、それをしないでいくことによつて、家庭で男性が育児や家事を行うということが自然に行われていくということがあります。

そういう意味で、今まで持つていた仕事の荷物を少し女性が持つ、そのかわり男性が余りしてない家庭での女性の荷物を男性が持つ、こういうことが自然に行われるようになってくれば、大分、家庭の男女平等も達成できるのではないかと思つて。以上です。

○荒川参考人 個人の意見になりますが、職業生活と家庭生活の両立のところを申し上げましたとおりのことでありまして、私は、職業生活のベースは家庭生活にあると思つて。家族のあるなしにかかわらずありますが、仮に家族があるとなれば、職業生活があるものというは、その家族があつて職業生活があるものというぐらゐない位置づけにしっかりとつていなければならぬし、家庭の活動というのが職業生活に反映されるというぐらゐないものだと私は思つております。

ですから、子供の養育あるいは家族の介護といったような象徴的な取り組みにつきましては、やはり仕事と家庭の両立という今言われております内容については、原点中の原点だろう。ですから、その中で役割分担を云々という話は、これは

超えたものだといふ形になるのではないかなと思つては認識しております。

○秋元参考人 御質問ありました家庭のあり方は、全く個人個人の考えだといふふうには私は思いません。

どんな生き方を選んでも、それが、一人一人が国の制度その他に制約されることなく中立になるようにすべきだと思つていますが、まだまだ日本は世帯単位で制度が決まっていたり、それから、一番は、やはりジェンダー意識が強くて、男だから女だからという観点にとらわれてつとつてきたことが、今、男性も苦しい、女性も苦しいという状況になつていふふうには思つて。せ、ひジェンダーの意識からもう一回見直しをして、男性、女性にこだわることなく、一人一人が人間として生きられるようにといふようなことに、制度上も、私たちの意識も変えていくべきだといふふうに思つて。家庭そのものあり方は、まさに個人個人がどういふ生き方を選ぶかといふことだといふふうには思つて。以上です。

○中嶋参考人 自身は共働きしながら二人の子供を育ててまいりましたけれども、今、本当に家庭、家族をめぐり考え方も多様になつておりますので、シングルで生きる、あるいは片親の世帯、いろいろな家庭がございます。それは皆さんおっしゃつたように、それぞれの人生の選択の中で、どんな家庭生活であつてもやはり社会がそれを支えられる仕組みといたつて必要だろうといふふうに思つて。夫婦がいれば、やはりそこは新しい活力を生み出す原点でありますし、その家庭の中で男女平等が貫かれる、そして、仕事をするという選択肢を夫婦が選んだ場合には社会がきちんと支援をしていける、そういう社会的な制度もつくつていくことが必要ではないかと思つて。以上です。

○佐藤(公)委員 どうもありがとうございます。皆さんに御意見を伺つてある間にもう時間もなりましたが、私が思うことは、いろいろな事情

がある、いろいろな事情がありますが、やはり政治の原点は家庭だといふ考えなんです。そういう意味で、家庭といふことを、皆さんのその一つのお考え方を聞かせていただきました。

聖域なき構造改革といふことを今盛んに言われて、私たちもそのつもり、その考えはあります。その原点は聖域なき意識改革だと思つて。私を含めみんなが意識改革をしながら、いい社会になることを、一緒に力を合せて頑張つていきたいと思つて。よろしくお願ひします。以上でございます。ありがとうございます。

○棚橋委員長代理 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。四人の参考人の皆さん、大変貴重な御意見をありがとうございます。

時間の制約もありますので、まず、育児休業、介護休業法案に関して、中嶋参考人と荒川参考人にお聞きしたいと思います。

私も、今回の育児休業、介護休業法は一歩前進である、しかし今、日本社会の現実の中で、本当に働く皆さんが、雇用、職場と家庭を両立するために、まだまだ不十分ではないかといふスタンスであります。

現実から出発しなければならぬと思つて。そこで、平成十一年度、労働省女性局の女性雇用管理基本調査、育児・介護休業制度等実施状況調査結果報告書があります。それによりますと、育児休業の取得の状況であります。出産者に占める育児休業取得者の割合が、女性は五六・四％、男性は〇・四二％であります。一方、介護休業の取得の現実であります。常用労働者に占める介護休業取得者の割合は〇・〇六％とあります。私は、まことに低いのではないかと思つて。そこで、この点について、中嶋参考人、この現状、数字をどのように評価されますか。そして、年休と同様に、職場の実態ではなかなか育児休業、介護休業を取得できない状況があると思つていますが、どこに問題があると考えますか、どこを変えればよいと考えますか。御意見をお聞かせ願ひたい。

○中嶋参考人 育児休業、介護休業の取得ですが、まず、私たちは、育児休業、介護休業というのは選択性の休暇でございますので、すべての労働者が休業するといふふうには、それが一番よいといふふうには考えていません。しかし、育児でいえば、乳児は自分の手で育てたいという労働者は大変たくさんあります。

全労連の調査で、とりたかつたがとれなかつた、もつととりたかつたけれども期間を短縮した、そうした人の理由は、これは育児休業手当金が二五％のときのもので、今四〇％になりましたので変化があるかもしれませんが、一番は、収入が減つて経済的にとれないといふことが多くございました。第二には、職場が人員不足、代替要員がない、ぎりぎりの人員の中で長期の休暇がとりにくい、ということが挙げられております。三つ目には、保育所の途中入所ができないこと、上の子供の保育が切られるとか、保育制度の問題も挙げられておりました。

そうした点で、私は、まず、多くの人が育児休業をとつていくためには、所得保障を引き上げること、そして業務量に見合った人員増を行つてゆとりのある働き方ができること、そして保育の充実が必要だろうといふふうには思つて。介護休業については、先ほども述べましたけれども、制度そのものが、対象者一人について一生に一回しかとれないといふ制度でございますので、大変とりにくいと思つて。そこをまず改善することが一番重要なのではないかといふふうには思つて。以上です。

○木島委員 荒川参考人にお聞きしたいのですが、実は今の問題で私、先日、当委員会でも厚生労働省

勸大臣や局長に質問したのです。厚生労働大臣は、やはり一番大事なのは働く者の考え方だとおっしゃるんですね。それでまた局長も、職場の雰囲気なんだとおっしゃいます。先ほど荒川参考人は、この問題で、職場の意識改革が先決だとおっしゃいました。また、職場の人々の理解、やはり意識改革が基本的に必要なことだとおっしゃいました。私は、ちよつと違うのじゃないか。

もう時間ありませんから長話しませんが、やはり、今の日本の企業の中では、働く皆さんがこういう休暇をとろうと思つてもとれないような、大企業においては生産計画がきちつと組み立てられてしまつていて、年次有給休暇もそうです、五割割つてしまつた、大問題ですが、こういう、五割ぐらゐしか年休をとれないような前提にして生産計画が組み立てられる。ですから、労働者が年休をとろうと思つても、介護休暇、育児休暇をとろうと思つても、現実にそういう生産計画の中では、休めばほかの労働者に迷惑がかかる、ですから理解が得られないということになるのじゃないでしょうか。

中小零細企業の場合には、大企業との取引条件、もう待たなして、あすの朝までに納品しろとか、あるいは単価が安い。そういう現実の状況の中で、育児、介休、年休をとろうと思つてもとれない。現実の経済実態がやはり根本ではなからうかと私は思つてゐるのです。

やはり、意識というのは存在が規定するのじゃないか、そういう存在が意識をつくつていくのじゃないか。ですから、意識が根本じゃなくて、そういうありようを大企業が変えるということが、育児、介休の取得を前進させて、本当に家庭と職場を両立させる根幹じゃないかと私は思うのですが、荒川参考人、いかがですか。

○荒川参考人 私は、企業が生産計画をして、今先生のおっしゃられた、休暇あるいは休業の取得がままならなくなつてゐる。そつちの方が問題であつて、意識ではないとお考えをされていましたが、今の我が国の産業社会におきまして二つ

の観点が見えると思つてゐます。

一つは、産業自体の大転換を迫られておりまして、好むと好まざるにかかわらず、グローバル化という大切なあるいは大変な事態を、いかに産業の存続あるいは転換をしていくかというもので、すべて律せられるような形が産業社会にはあります。そういう中で、産業界、企業活動であるわけでございますので、そこには関係者の皆さんのさまざまな御努力が必要であるということは間違いないところでありまして。

しかし、それが決定的な要因かといつてみると、私は、例えば育児休業、介護休業にとりまして、性的役割分担が社会全体にまだ根強くあり、社会全体の繁栄が職場という形でつくられ、そしてそこの中でいろいろな判断をするときの支援というものが大変足りない。その足りなさというものは、経営者であり、あるいは管理職であり、同僚であり、部下であるといつたものであろうかと思つてゐます。

私は、先生のおっしゃられたものについて否定をするつもりはございませんが、やはり、この育児、介護休業あるいは看護休業問題を考える上でベシシクなもの、意識や環境の改革、転換というものがベシシクなければ絶対できないものである、こういうふうな信じておられます。

〔棚橋委員長代理退席、委員長着席〕

○木島委員 時間がもうほとんど迫つておりますので、では、児童福祉法の改正法について一問だけ、中嶋参考人にお伺いします。

参考人は先ほど、本法は公設民営の促進をうたつておる、そして、その対象を営利企業にまで拡大し、保育分野に市場原理を導入すべきではないという陳述をされました。

実は昨日、東京地方裁判所で、ちびつこ園の業務上過失致死事件の初公判が行われました。御案内のように、これは生後三カ月の乳児が同じベッドで寝かされていた別の児童の下敷きになって圧死した、そういう痛ましい事件であります。私は、保育分野に市場原理が導入され営利本位にな

りますと、このような事件がますますふえるのではないかと心配をしております。

しかし、政府は、十月二十六日の改革先行プログラムで、このような方向を推進しようとしております。このような流れをどう見るか。今、保育で一番大事なのはこういう問題か。時間も来ておりますので、恐縮ですが、中嶋参考人から手短にお願ひします。

○中嶋参考人 先ほど申しましたけれども、保育に営利企業が参入するという点になると、コスト、営利追求の視点で保育所運営が行われるということも懸念します。

今、木島さんがおっしゃいましたように、人件費を圧縮するという点で、保育士の労働強化につながると思つてゐる。ひいては子供の発達保障につながらないと思つてゐる。

今、保育にとつて必要なのは、営利を目的にしないで、そして子供の発達の保障を一番基礎に置いた保育所の運営ではないかと思つてゐます。そのため、国や自治体はやはり保育予算を大幅に拡大して、公的責任を果たすことが求められてゐると思つてゐる。

○木島委員 ありがとうございます。

ほかの二人の参考人の皆さんには質問できませんでした。御容赦いただきまして、終わります。

○鈴木委員長 中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党の中川智子です。きょうは、お忙しい中、本当にありがとうございます。まず最初に、山田参考人に二点御質問をしたいと思います。

今回は、不利益取り扱い、この法案そのものは私は一歩前進だと思つてゐますが、育児休業、介護休業を申し出たり取得したことによつて不利益な取り扱いがあつてはならない。この後、指針という形で決められるんですが、その指針の中身、これはやはり必ず必要だということを一点お話しただきたい。

まず最初に、ではそれをお願いいたします。

○山田参考人 今、中川先生から御指摘がありましたように、非常に微妙な問題で、どこまでを不利益扱い、禁止するかということが問題になると思つてゐます。

先ほど述べましたように、先ほどの東京高裁判決ではありませんけれども、先生方から御指摘がありましたように、昇格、昇給等については、基本的には、やはり子育てをしたり介護をするということは今非常に重要な社会的意味を持つてゐるわけで、その意味で、それを不利益扱いはいけません。例えば昇進、昇格等については言つたら、一定の勤続年数要件がある場合については、育児や介護休業取得期間については出勤したものとみなすというような取り扱いが必要ではないかと思つてゐます。

もう一つは、ポーンナスなんかの問題ですね。ポーンナスでなかなか難しいのは、育児休業等を例へば一年とる人もいれば半年の人もいる、三カ月の人もいるということ、非常に難しい。例へば一年全く出なくてもポーンナスがもらえる、ちよつとそれは難しいという気がしないでもありません。ポーンナスにつきましても、例えば基準日とか支給日(在籍条項)というのが問題になることがありまして、その査定期間ですね、働いていても支給日(在籍条項)とポーンナスは支給されないという支給日(在籍条項)があるんですけれども、たまたま育児休業なんかをとつてゐる場合についてはそれを適用してはいけないとか、そういう基準づくりなんかはできると思つてゐます。

その意味で、昇格、昇給についての基本的な年数等については、それは出動と見るといふこと。ただ、ポーンナス等の支給についてどうするかについては、勤務の実態等を考慮して、一定のケースなんかあれば、指針の中で少し幾つかのケースを想定して支給基準をつくつていただきたい、そういうふうな考えをしております。

○中川(智)委員 もう一点、山田参考人に御質問したいのです。

育児、介護休業をとつた後、先ほど秋元参考

人、本当に胸に迫ってまいりましたが、その後働き続けること、それを支援していくということがやはり非常に大事だと思うんです。今回は、看護休暇、さまざまなものがきっちり入らなかつたわけですが、家族の責任を果たすために勤務時間の短縮措置というのが非常に重要だと思えます。海外の事例など、御紹介していただくことがありましたらお願いしたいと思います。

○山田参考人 たいま中川先生から御指摘がありましたように、やはりフレキシブルな休み方、働き方の保障が、育児、介護なんかの一番有効な手段ではないかと思えます。

今、外国のお話がありましたので、例えばイギリスでは、ワークシェアリングとは違いますが、ワークシェアリングは仕事の分かち合いですが、ジョブシェアリングというのがあります。

これは普通の、特に女性労働者が多いのですけれども、専門的仕事をしていても、育児については、やはりフルタイムの仕事は難しい。そこで、二人以上、二人が多いのですけれども、二人の労働者で組んで、Aさんが午前中出勤する、Bさんが午後出る、それで水曜日のお昼に打ち合わせをする。あるいは、Aさんが月火水出で、Bさんが水金金出。あるいは、Aさんが第一週働いて、第二週はBさん、そういう形をすることで、これはある意味ではパートタイムになるということですね。そして、賞金等、休日等の数量的な労働条件は半分になる。産後休暇等は、これは平等な権利ですけれども。

そういう制度によって、ある意味ではフルタイムの仕事はパートにかわるんですけれども、育児が終わった段階でまたフルタイムに復帰する、こういう形によって、一時期の育児等とは兼ね合いをする制度が設けられています。

これは労働組合の委員長ジョブシェアリングもありまして、イギリスのジャーナリスト組合の委員長は女性二人がやって、〇・五票ずつ票を持つているという、これは組合に女性がほとんど

関与する原因にもなっているんです。その意味で、そういった多様な働き方の保障ということはあるんですけれども。

これは、イギリスでは、パートは短時間労働者という法律の意味そのままでからできる話であつて、日本ではパートは身分ですから、日本のパートの現状ではなかなか難しいと思えます。その意味で、日本でも、パートタイムが本来的な意味での短時間労働者となつたときには、この制度の意味は非常に大きいのではないかと思えます。

○中川(智)委員 次に、女性ということで中嶋参考人と秋元参考人に伺いたいのですが、今、衆議院議員四百八十人のうち、女性が三十五人でございまして、この間、民主党の水島広子さんが、テロが起きた九月十一日にお子さんを御出産なさいます。しばらくお休みになられました。でも、女性が働き続けていくこと、やはりそれは大変なこととで、実際、看護休暇なり、分割取得とか、いろいろなきめ細かな形での実効性ある支援体制というのが非常に大事だと思うんです。

中嶋参考人、秋元参考人、これまで子育てをしながら仕事を続けられた中で、一番つらかつたこと、本当にこんなときに、もうやめたい、仕事は続けられないというような事態があつたのはどんなことでしょうか。私的な質問になりますが、お聞かせください。

○中嶋参考人 私はずっと共働きをしてみたいました。その中で、一番大変だつたのは、やはり子育てと、それから夫の親の介護でした。

子供が病気になるたびに、年次有給休暇をとるにしても、やはり職場の体制が非常に厳しゅうございまして、どちらが休むかということはいつとも夫婦の間でトラブルになつておりました。

そして、その時期は乗り越えなければならず、今度は夫の親が倒れまして介護が必要という状況になつたわけですが、そのときは、病院に入院をさせていたわけでもありませんけれども、まず経済的に、差額ベッド代もろもろ含めて、一カ月で夫婦の給料よりも多くの支出がされる。介護休業

などもなかつたときですから、どちらがやめるかというところでもかなりぎりぎりの話し合いをいたしました。まあ何とか、そういう言い方をしては申しわけないのですが、貯金を底をつく前に亡くなつたということ、そこは終りました。今、介護休業という制度ができて、少しでも働き続ける条件が拡大されてきたということは大変喜んでおります。

○秋元参考人 私は育児の経験はありませんので、その面ではお話しできないのですけれども、介護の面では、母が二年前に亡くなりました。別居していましたが、看護をするために休みのときに家まで行くということを繰り返してきて、本当に介護の中での大変さというのは自分なりに味わつたつもりです。

今シングルですけれども、仕事と家庭を両立しながらきちんとやっていますので、いろいろな形で、今からは、育児のことももちろんですけれども、介護の問題というのはもつともつと大変になつてくると思えます。今後、介護休業の見直しも、それから介護保険の見直しのことについても、ぜひお力を入れていただきたいというふうに思っています。

もう時間がないと思いますが、ぜひ一言最後にお話しておきたいのは、少子化の問題が先ほどから出されましたけれども、産めよふやせよという形での取り組みにならないように、産みたい人が安心して産めるような制度をつくるということについてぜひ御理解を深めていただきたいと思えます。

それから、荒川参考人からいろいろお話がありました。まして、企業状況等にもお話があつたわけですが、大企業で働いている人も中小企業で働いている人も、育児、介護にかかわる影響というのは一縮なわけですから、大企業でも中小企業でも、育児と介護が両立して男性も女性も働き続けられるようにしようというのが、個々の企業の責任はもちろんありますけれども、今それを政府に求められていることをぜひ議員の皆さん

んたちが形にあらわしていただきたい、そのことを最後にお願ひしたいと思います。

○中川(智)委員 時間になりました。荒川参考人には伺えなくて、申しわけございませんでした。どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の皆様方には、貴重な御意見を賜りました。まことにありがとうございました。委員会を代表してお礼を申し上げます。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時開議

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、第五百五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び第五百五十一回国会、山花都夫君外五名提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案並びに津島雄二君外八名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省雇用均等・児童家庭局長若田喜美枝君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順



次これを許します。松島みどり君。  
○松島委員 自由民主党の松島みどりでございます。

児童福祉法の一部改正案について御質問をさせていただきます。まず主任児童委員の問題について三点伺って、その後、保育施設の問題に移りたいと思います。

児童委員ですが、私も地元で、民生委員、児童委員の皆さん、本当にほんのわずかな講習で、全くのボランティアで大変なお仕事をいただいております。この児童委員について、主任児童委員の前に、まず児童委員について、ちょっと疑問に思っていることが一つございます。

例えば、十六歳や十七歳のいわゆる非行少年、そういう人たちが公園にたむろして、それからオートバイの暴走行為に出る、そんなような子供たちが、少年がいるということを知りながら、児童委員の方がそこへ深夜出向いて家に帰るよう論じたり、そういう例があるわけですね。怖い思いをされることもあるでしょうし、警察がなかなか対応してくれないからかわりにということもあるんだと思うんですけれども。

こういったことは、私は、児童委員というのは、乳幼児とかそれからせいぜい小学生の子供たちぐらいが健全な家庭で親に愛されて育つようにそれを見守る、点検するための制度だと思っただけです。もう児童じゃない少年、中学生、高校生やその年齢に当たる無職の少年たち、そういったことまでこの児童福祉法の児童委員がカバーするというのは、ちょっと不自然じゃないか。もう切り離して、私の方の地域には青少年委員とか青少年育成委員というのがあって、青少年委員とか青少年育成委員というのを法制化して確立、別個に分ける方がいいんじゃないかという思いがしております。これが一つでございます。

二点目は、今回の主任児童委員ですが、主任児童委員の制度は平成六年に旧厚生省の局長通達で決まったと記憶しております。それが今度

法律で定めるといことになってくるんですが、主任児童委員、これは名称が主任というのでちょっと、普通、社会で主任といったら偉い感じ、一般の人よりも偉い感じがするせいもあると思うんですけれども、現場でお伺いすると、これまで民生委員を兼ねて児童委員をやっていたら、一般の児童委員の方から見ると、ともすれば、何か若い方が新しくついて、地域の実情もそんなに知らないのに、人数も一般の児童委員が全国で二十万人余り、そして一方の主任児童委員が今一万四千人余りでございますから、少数のぼつとなつた人が、資格要件がはつきり決まっていればいいですけれども、例えば子供会で活動していたとか、いいところでもあるでしょうけれども、そういう割合と柔軟に決められるようになっていくものですか、何であの人たち、主任児童委員なんて偉いふうにはばつと来たんだらうと、もともとどの児童委員の方にはそういう思いもある。

一方で、主任児童委員に選ばれた方の中には、新参者だからというので、何となく、地域によっては一番難用、お茶くみまでさせられるとか、あるいは、地元により密着度が薄いものですか、地域の実情がわからないでちょっと浮いた存在になつていくとか、そういうこともある、もちろん地域ごとには違いますが、主任児童委員というタイルを冠すると、専門とかだったらまだわかるんですけれども、それは一体よかつたんだらうかということ、そして、これから研修をしつかり行っていくということですが、そういう、うまく地域で連携が図れるように、そしてまた問題点をなくすように、どんなねらいでどんな研修、どういう注意をしてやっていかれるかということを伺いたい。これが二つ目でございます。

児童委員について最後に質問なんです、これは主任児童委員、児童委員両方、特に主任児童委員でございますけれども、児童の虐待、子供に対する虐待、これは防止法もできましたが、これに

対する介入の権限でございますね。子供たちがあそこであつたというときに、児童相談所、児童福祉施設に連れていく。親は、そんなことはないといつて引き離そうとする。そういうときに、児童委員がどれぐらいの権限を持つのか。そしてまた、痛ましい事件として最近ありましたのは、せつかく児童福祉施設に入っていた子供たちを、無理やり親が、いや、もううちで面倒を見るといつて引き離して連れて帰って、そして結局いじめで死に至らした。こういうようなときに、児童委員、主任児童委員がどれぐらいの力を持つて介入、強制できるのかという点について、これは三点目、以上三つの点について、主任児童委員制度として児童委員の問題についてお伺いしたいと思っております。お願いします。

○鶴下議員 お答え申し上げます。まず、第一番目と二番目の御質問につきまして、お答えを申し上げます。委員おっしゃるように、確かに、乳児の問題、幼児の問題、学童の問題、そして中高生の問題というのは、さまざま、それぞれバックグラウンドも違うということもございまして、非行そのものというものは、ある意味で、家庭内の問題であつたり、友人関係、さらにはその地域の問題等が複合的に折り重なつて起つてくる問題であります。ですから、そういう意味で、子供のときの問題とそれではその後の問題が切り離せるかという、連続的な部分もございましてなかなか難しい。さらにまた、例えば、児童委員が母さん

のことで行つて、そして、青少年委員もしくは非行を担当する方がさらに行つていくというのは、幾重にも家庭の中に入っていくというのはなかなか難しいという現実的なこともございまして、児童委員があらゆる意味で総合的に判断をして対応していく、こういうようなことがふさわしいんではないか、こういうふうにご考えているわけ

は、地域で、言ってみれば第一線で活躍をしていただいている民生児童委員の皆さんに、さらに児童委員としての知識を深めていただくと、こういうようなことも今回の改正の大きな意味でございます。そういう意味で、少年問題をあらゆる面から児童委員に把握して対応してもらいたいということが今回の法律の趣旨の一つでございます。

それから、もう一点につきまして、主任児童委員が、これは委員がお話しになつたように、まだ設置されてから六年の歴史の浅い制度でございますので、そういう中で、主任児童委員といわゆる地域にいらつしやる民生児童委員の皆さんとの間の役割分担といいますが、こういうようなことがなかなか難しい部分があります。

確かに、古くから民生児童委員をやつていらつしやる方にとつてみると、主任という名前がついた人が入つてきて、自分たちより上位にあるんじゃないかというふうなことをある意味で思われる方もいらつしたようでありまして、さらに今度、新しく主任児童委員として入つていらつした方にとつてみると、今まで古くからやつていらつしやる方に対して非常に遠慮があつたりしてというので、なかなか連携がうまくいかなかつたというの、さまざまなどころから聞かれるわけですね。

ですから、そういう意味で、今回の法律で、できるだけ主任児童委員の立場と児童委員の役割分担を明確にして、より主任児童委員については、さらに全体的な調整、そして連絡、こういうようなものがしやすいようにしていこうじゃないかというの、今回の改正でございますので、そういう意味で御理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、主任児童委員の適性について、さて、若くて余りそういう児童のことを知らない人が入つてきているんじゃないかというふうな声があるという御指摘でございます。できるだけ専門的な知識や経験があるような方を選任する、こういう

うようなことを心がけております。具体的に言いますと、例えば、児童福祉施設とか何かに勤務した経験のある人とか学校の先生の経験がある人、もしくは保健婦、助産婦、看護婦さん、保育士の資格を有する方、さらに、地域の中で子供会の活動とか少年のスポーツ活動とか、こういうようなことについてある意味で豊富な経験のある人たちを選任していこう、こういうようなこととでございますので、これからさらに主任児童委員としての働きというのは強化される、こういうようなこととでございます。

○津島議員 委員の御質問、三つ目の点でございますけれども、子供を虐待から救うについて児童委員の権限をどう考えるかということとでございます。

児童委員の役割と申しますと、住民の立場に立つて、まず児童虐待に関してどういうことが起こっているか、情報を早く把握すること。それから、虐待防止のために一般の住民の方に必要な情報を提供したり、身近な相談者として相談に乗ったり、聞き役になったり、支え役になったりする。そして、児童相談所などの関係機関と連携しながら地域全体で問題を解決していこう、こういう考え方でございます。

昨年の六月に施行されました児童福祉法の改正で、児童虐待防止法の制定と関連をいたしました。児童虐待等を発見した者が身近にいる児童委員を介して児童相談所に通告できるという規定が整備されたことは御承知のとおりでございます。そういう意味では、児童虐待の早期発見、早期対応が図られているところであります。

そのときにも当委員会ではいろいろ議論がございましたように、親権のある方等のいわゆる私権、権利と、それから公がどこまで虐待という切り口を通じて入っていくかという難しい問題がございます。いろいろ議論をいたしましたけれども、今の考え方は、やはり社会全体として、児童虐待をみんなで防止をしていくという機運を高めていきたいと、神学論争だけではこれは解決できない。

い。

こういうことで、今回の改正案におきましては、児童委員の職務といたしまして「児童の健全な育成に関する気運の醸成に努める」というような規定を追加したところでもあり、また、今職下委員から御答弁ございましたような主任児童委員を法定化するということがございました。

大変難しい問題をはらんでいるということは恐らく共通の認識であるとも思いますけれども、まずは、今回のような改正で問題の解決への一歩になる、こういうふうな御評価いただければありがたいと思っております。

○松島委員 名前はちよつと不満ですけれども、主任児童委員制度がしっかりと定着いたしまして、より一層子供たちの健全な成長が図られるようにと思っております。

保育施設の問題でございます。

認可外保育施設、これを今度いろいろな整備を進めるわけですが、この認可外保育施設といたしましたときに、いろいろなレベルがあると思えます。経営者が非常に良心的だけれども、しかし資金面で恵まれないからきちっと整備が進んでいない、あと一歩だということもいいた方がいいと思っております。そういうところについて、現実には、基準を満たさないで認可外であるがゆえに補助金も出ない、そして施設の充実が図られないという悪循環が起きている部分もあると思えます。

このあたりを、認可外の中で優秀な善良なところについてはしっかりと、前もって事前に、事前というが、まだ認可外のうちでもいろいろな援助をして、レベルをアップして、認可施設にするとうようなことが必要かと思うのですけれども、うお考えでしょうかというのがあります。

あと二つ、先に申し上げてまいります。これまで認可外の保育施設で閉鎖命令が出たのが、驚くことに今まで一件だけ、スマイルママ大和ルームですが、この一件しかないという聞いております。今まで、いろいろな新聞などで、子供が保

育園で事故に遭い、事件に巻き込まれて亡くなったということがいっぱい相次いでいる中で、たまたま一件というの、これまでは捜査の手が入ってやらやと調べるようになったのか、それにしても、何か物すごくお粗末だったなという気がしております。これが保育施設の問題のもう一点です。

最後に、保育士のことだけちよつと申し上げさせていただきます。今度、保育士の登録制度ができる。今までなかったのが不思議なくらいに思っております。啞然とする次第でございます。ただ、この保育士というものについては、一部の御意見では、子供を育てたことがある人はみんなそれだけのノウハウを持っていくんだから一々資格制度は要らないんじゃないかと言っている方がいるのですけれども、私自身は、これは資格制度が必要だと思っております。

自分が車が運転できて家族を乗せることができるという免許と、人様から料金を取ってタクシーとして営業する、これも免許が違いますが、やはり保育士の資格というのは、他人様の子供を料金を取って預かる以上、必要だと思っております。今、保育士の資格を与えられるのが、二つのチャンネルがございます。一つは、保育士養成施設、短大とか保育専門学校だと思っておりますけれども、こういうところを出てというのが、平成十一年度の場合、この人たちが三万二千人、卒業と同時に、卒業イコール資格を与えられています。

一方で、こういう学校に学ばないけれども試験を受けるという、その場合に、たまたま同じ数字な人ですけれども、三万二千人が受験して三千人しか通っていない。十倍の厳しい門戸なんです。ペーパー試験だけじゃいけないと思っております。

でも、試験についてはいろいろ方法を考えるとして、やはり学校を卒業しただけで与えるというのは、ひよつとして甘いんじゃないか。看護婦さんとか、それからもちろん医師、薬剤師、歯科医師のように、学校を卒業しても国家試験を受けな

いとその資格が得られないというように改めるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上、三点でございます。

○根本議員 松島もとり委員、認可外保育施設について常に非常に勉強されておられまして、私も、よく実態も把握されておられると感心をしていくわけがあります。

実は、認可外保育施設の問題、私も、松島もとり委員と同じぐらいの当選一回のときからこの問題に取り組んでまいりまして、認可外保育所にも何らかの支援ができないのか、実はこういうことで考えてまいりましたし、質問などもしてまいりました。

難しいのは、認可外保育施設、松島委員が御指摘されたように、非常に多様な認可外保育施設があるのですから、このところが実は難しいのです。私は幾つか方法論はあるかと思っておりますが、今我々考えているのは、認可外保育施設についてできるだけ認可保育所へ誘導していこう。平成十二年に、設置主体の規制も撤廃しましたし、それから規模要件も下げる、こういうことで、認可保育所にできるだけ誘導していこう、こういう措置を講じてまいりました。

それからさらに、来年度の予算で、松島委員がまさに御指摘いただいたように、今認可外保育施設になつていっているところ、認可保育所にいけるように必要な支援をしましょう。例えば、認可時点で施設の改善に必要な助成措置を講ずるとか、それから認可外施設の間、保育士さんに行つてもらう、内容のレベルアップを図つてもらう、こういう認可保育所へ誘導するような支援事業、これも来年度予算で講じておりますので、基本的に、できるだけ認可保育所で行つていただくように誘導する、これが私は基本だと思っております。

それからもう一つは、認可外保育所になぜ国が補助できないか。これは、今の認可保育所の基準が、保育に欠ける児童を受け入れるための最低の基準、つまり、この基準を満たしてくださいね、